

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和5年1月25日

徳島県知事 殿

住 所 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 165-10
名称及び代表者の氏名 鳴門商工会議所 会頭 富田 純弘

住 所 徳島県鳴門市大麻町大谷字西台 3 番地
名称及び代表者の氏名 大麻町商工会 会長 五島 寛治

住 所 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170
名称及び代表者の氏名 鳴門市長 泉 理彦

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：

鳴門商工会議所 浜 貴文
大麻町商工会 島本 康治

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害のリスク

①地域の概要と立地

明治22年に町村制が敷かれ、市域内に撫養町と里浦・鳴門・瀬戸・大津・北灘・堀江・板東の7か村が生まれ、翌年から板野郡に含まれた。昭和22年、撫養町・里浦村・鳴門町・瀬戸町の4か町村が合併し、人口43,000人の鳴門市が誕生。2カ月後、市名を鳴門市に改称。その後、広域行政を進めるために昭和30年に大津村を、昭和31年に北灘村を、さらに昭和42年に大麻町を編入して現在の市域となった。

当市は、徳島県の東北端に位置し、南は吉野川、北は阿讃山脈、東は紀伊水道に面し、東西約19.25 km、南北13.52 km、面積135.66 km²(令和元年7月1日時点国土地理院より)、人口54,736人(令和4年12月31日時点、鳴門市世帯数・人口月報より)の市である。当市は、全面積の約6割が山地のため、平地は約4割である。市域の北部は阿讃山脈の東端にあたり山地が多く、南部は吉野川の北岸下流域に位置しており、吉野川流域に開けた沖積平野となっている。市の最高峰である大麻山は標高538mで、山地は上部白亜系の和泉層群で構成されている。阿讃山脈の南麓、ほぼ吉野川に沿う形で西日本最大の活断層である「中央構造線活断層帯」が東西に走っており、この断層帯を構成する断層のうち、市内では大手海岸から讃岐山脈のほぼ南縁に沿って延びる「鳴門断層」と、その少し南を並走する「鳴門南断層」の2つの活断層がある。

②想定される地域の災害リスク

【地震・津波】

鳴門市に大きな被害を与える災害としては、中央構造線と南海トラフを震源とする南海トラフ地震や、中央構造線断層帯(讃岐山脈南縁東部区間)を震源とする直下型地震が考えられる。

中央構造線は長野から九州まで大きな断層があり、活発に動いている部分は、四国地方から紀伊半島西部にかけての区間である。活動度はA級で地震のマグニチュード8に相当すると言われる。また、南海トラフを震源とする地震はマグニチュード8~9クラスで今後40年で90%の確率で発生すると想定されている。さらにこの地震による津波の最大高さは岡崎海水浴場の7.1mで里浦海岸では6.0m、粟田漁港では2.7mと想定されている。津波影響開始時間は、里浦海岸で19分、粟田漁港で61分となっており、迅速な避難行動が重要である。また、ライフラインも上水道、電力、通信とも約63%の世帯が復旧対象軒数と想定され、上水道は1ヶ月以内に復旧予定だが、電力、通信は1ヶ月以内といった早急な復旧は難しいと想定されている。

また、中央構造線は大手海岸から讃岐山脈のほぼ南縁に沿って延びる「鳴門断層」と、その少し南側を並走する「鳴門南断層」の2つの活断層が通っている。中央構造線活断層帯(讃岐山脈南縁東部区間)を震源とする直下型地震の発生確率は30年以内に1%以下で、我が国の主な活断層における相対的評価は「Aランク(やや高い)」に区分されているが、平成28年に熊本地震(30年以内の発生確率がほぼ0~0.9%)、鳥取県中部地震(未知の断層)が相次ぎ発生したことを踏まえ、より一層対策を推進する必要がある。

【洪水・土砂災害】

鳴門市の年平均降水量は約1,300 mmであり、県内では雨量が少ない地域に属することから、台風や風水害等の災害に見舞われる危険性が、徳島県南地域よりも低いとみられる。

ただ、鳴門市内には、河川法で定められている大きな河川は、旧吉野川をはじめ撫養川など一級河川が11河川、明神川など二級河川が7河川、準用河川が18河川の計36河川があり、その他小さな普通河川が数多く流れており、近年の局地的な短時間豪雨による浸水被害、土砂災害被害が地形等に関係なく全国各地で見られていることから、鳴門市でも同様の被害が起こりうる可

能性がある。

このような状況から、全市規模の災害から短時間豪雨による局地的な災害、また複合災害も想定され、ハザードマップによると吉野川（吉野川岩津上流域の48時間総雨量765mm）や旧吉野川（旧吉野川大寺上流域の24時間総雨量1135mm）、新池川（新池川流域3時間総雨量344mm）により堤防が決壊した場合の氾濫状況をシミュレーションしたものによれば、浸水最大3～5mの浸水（計画最大規模）が想定されている。

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 2,693 ・小規模事業者数 2,081

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設	197	190	市内に広く分布
製造	246	202	市内に広く分布
電気・ガス・通信	15	9	市内に広く分布
運輸・郵便	62	46	市内に広く分布
卸売・小売	699	519	市内に広く分布
金融・保険	36	33	市内に広く分布
不動産・物品賃貸	156	141	市内に広く分布
学術研究・専門サービス	99	89	市内に広く分布
宿泊・飲食サービス	336	245	市内に広く分布
生活関連サービス・娯楽	249	229	市内に広く分布
教育・学習支援	113	87	市内に広く分布
医療・福祉	243	99	市内に広く分布
その他	242	192	市内に広く分布

(平成28年経済センサスより)

(3) これまでの取り組み

1) 鳴門市の取り組み

・地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、鳴門市の地域に係る災害対策に関し、防災に万全を期するため、鳴門市地域防災計画を策定。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえば被災したとしても人命が失われないことを最優先し、防災関係機関がとるべき災害予防、災害緊急対策、災害復旧・復興及びその他必要な災害対策の基本的事項などを中心に定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、具体的推進に努めるものとしている。

・防災訓練の実施

自主防災組織及び関係機関等と連携し、毎年9月1日に鳴門市総合防災訓練を実施してい

る。令和4年度には南海トラフ巨大地震を想定して「鳴門市災害対策本部訓練」および「ボランティアセンター開設訓練」を実施。各自主防災組織の防災訓練は、年1回以上実施することとしている。

- ・防災備品の備蓄

当市では、徳島県の「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」や「徳島県災害時快適トイレ計画」に基づき、アルファ化米、飲料水、粉ミルク、生理用品、携帯トイレなどを備蓄している。

また、コロナ禍における避難にも対応して、間仕切り、パーティション、マスク、消毒液などを備蓄しているところである。

- ・フェーズフリーのまち鳴門を目指して

当市では“いつも”利用しているサービスを“もしも”のときに役立てるという「フェーズフリー」の考え方に着目している。

まちづくり出前講座や広報紙などで、市民に具体例を交えながらフェーズフリーの考え方を周知しているほか、フェーズフリーの概念を学校教育に取り入れることで、子ども・教職員の防災意識を日常から高めている。

防災・減災を特別なものと考えず、フェーズフリーのまちを目指すことにより、市民の生命・財産を守る取り組みの推進に努めていきたい。

2) 鳴門商工会議所の取り組み

- ・事業継続計画の策定

- ・事業者BCP等に関する国、県の施策の周知

巡回指導時に災害発生リスクへの備えの必要性を認識してもらうため、国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」の小冊子配布や、事業継続計画や認定導入事例、国・県等のサポート体制について経営指導員等巡回時に説明し周知を図った。

- ・鳴門市が実施する防災訓練への参加及び協力

職員による避難訓練を実施するとともに、備蓄物の確認・点検を実施。

- ・地震保険、水災対策としてのビジネス総合保険の普及、推奨活動

毎年1回、事業者へビジネス総合保険パンフレットを送付するとともに、巡回時にパンフレットを携帯し各事業者の立地場所の災害リスクについて情報共有を行い、リスクヘッジを促した。

- ・防災備品の備蓄と点検

懐中電灯、乾電池、消毒液、カットバン、水ペットボトル、ライター、ゴミ袋、軍手、タオル、ブルーシート等の備蓄を確認し、古くなったものは定期的買い替える。

3) 大麻町商工会の取り組み

- ・事業継続計画の策定

- ・事業者BCP等に関する国、県の施策の周知

巡回指導時に災害発生リスクへの備えの必要性を認識してもらうため、国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」の小冊子配布や、防災、減災に関心のある事業者へ事業継続力強化計画作成のための支援を実施してきた。

- ・防災ハンドブックの配布

株エフエム徳島の作成した防災ハンドブックを事業者配布するとともに、事業者に対し備蓄品の準備・確認、確認避難場所の確認、訓練実施、連絡網の整備などについて啓発している。

- ・鳴門市が実施する防災訓練への参加及び協力

年1回、職員による避難訓練を実施するとともに、備蓄物の確認を実施。

- ・地震保険、水災対策としてのビジネス総合保険の普及、推奨活動

年1回、事業者へビジネス総合保険パンフレットを送付するとともに、巡回時にはパンフレットを携帯し各事業者の立地場所の災害リスクについて情報共有を行い、リスクヘッジを促し

た。

・防災備品の備蓄と点検

懐中電灯、乾電池、消毒液・絆創膏他常備薬、水ペットボトル、ライター、ゴミ袋、軍手、タオル、ブルーシート等の備蓄を確認し、古くなったものは定期的買い替える。毎年一回、避難訓練時に備蓄品の点検を行う。

II 課題

商工会議所・商工会における、小規模事業者の防災・減災対策への支援についての課題は、以下の通りである。

現状では、被災、発災について漠然としか捉えておらず、災害リスクに対しての準備、緊急時の取り組み、協力体制、連絡網等の整備について、十分できていない。

また、平時、緊急時に対応を推進する人員が少なく、土日、祝祭日に被災した場合、参集に時間を要する可能性がある。

更に、保険・共済などリスクマネジメントに関して助言、指導・支援を行える職員が不足しており能力不足と人的不足という課題が浮き彫りになっている。

①管内小規模事業者の危機意識の不足

「(自分は) まだ大丈夫」「被災時にどこにいるかわからない」「被災したら事業をやめればいい」「(大規模災害となれば) そのときに考えればいい」等危機意識不足の事業所が見られる。

②事業者BCP、事業継続力強化計画策定が進んでいない。

計画の必要性、実効性、効果について理解が進まず、また計画策定の段階まで進んでも、専門家や経営指導員等他人任せになりがちで、計画の実効性を担保することが難しい。

③計画策定支援ノウハウ不足

職員のBCP、事業継続力強化計画策定支援の経験不足、ノウハウが不足しており、専門家及び損保会社との連携が必要である。

④小規模事業者向けの簡易な策定ツールの不足

国や日本商工会議所、全国商工会連合会からBCP策定マニュアル等のツールが提供されているが、労力を要するものであるため小規模事業者には時間が無く、ハードルが高すぎるとの意見が多く、支援者が作成支援しても事業者が作成に殆ど関われないのが現状で、支援者の一方的な計画策定になりがちである。

事業継続力強化計画においても、計画策定には事業者の主体的な取組が必要であり、事業者が時間と手間をかけずに作成できるようなツールが必要である。

⑤緊急対応に関する市と商工会議所・商工会との連携体制が整っていない。

現在、市と商工会議所・商工会それぞれの業務継続計画に従って、事前対策、応急対策を行うこととしているが、三者の連携・協力体制が具体化されていない。今後、委員会等の設置により意見交換の場を設け、本事業継続力強化支援計画の定期的見直しや、被害状況把握、緊急相談窓口設置の具体的手順等の協議の場としたい。

⑥新型インフルエンザ等の感染症対策の徹底

感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性の周知などが必要である。

III 目標

鳴門市地域防災計画に基づき、近々に発生し得る大規模自然災害に備え、中小企業等に対する自然災害のいち早い復旧対策について、市、商工会議所、商工会が一つになって取り組むこととし、管内小規模事業者に対して、大規模自然災害の発生後も経済活動を継続することを目標とした事業継続力強化のため、次の取り組みを行う。

①BCP、事業継続力強化計画策定支援の実施

- ・地域内小規模事業者に対し、災害のリスク及び事前対策の必要性を周知するとともに、地震リスク、水災リスク軽減のため地震保険、火災保険、ビジネス 総合保険の推奨及び保険、共済の見直し相談等を実施し事前対策を推進する。
- ・実施期間中における事業者BCP及び事業継続力強化計画策定支援事業者数の目標

(鳴門商工会議所)

計画名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業継続計画（BCP）	3事業所	3事業所	4事業所	4事業所	5事業所
事業継続力強化計画	12事業所	13事業所	13事業所	14事業所	14事業所

(大麻町商工会)

計画名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業継続計画（BCP）	1事業所	1事業所	2事業所	2事業所	3事業所
事業継続力強化計画	2事業所	2事業所	3事業所	3事業所	4事業所

②被害状況の把握、連絡網、報告ルートの確立

- ・発災時における連絡体制を円滑に実施するため鳴門市への被害情報報告ルートを構築する。
- ・役職員の連絡網の定期的修正、管理により、各地区の被害状況の報告ルートを構築する。

③応急・復興支援を行うための連携体制の整備

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、商工会議所内部における職員の業務実施体制、役職員の連絡体制、緊急窓口相談コーナー設置の体制づくりのため日本政策金融公庫、鳴門市公共職業安定所、よろず支援拠点、徳島県商工会議所連合会、徳島県商工会連合会等関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・また、域内感染者発生時（「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「域内感染者発生期」と細分化した4段階目）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

IVその他

- ・上記内容に変更が生じた場合、速やかに徳島県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・鳴門商工会議所、大麻町商工会と鳴門市の役割分担、体制を構築し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・当市の防災計画と、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
 - ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災保障等の損害保険、共済加入等）について説明する。
 - ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
 - ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
 - ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- 2) 鳴門商工会議所、大麻町商工会自身の事業継続計画の作成
 - ・鳴門商工会議所では、令和4年事業継続計画を策定。（別添）
 - ・大麻町商工会では、令和元年事業継続計画を策定。（別添）
- 3) 関係団体等との連携
 - ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- 4) フォローアップ
 - ・小規模事業者の事業者BCP等取組み状況の確認
- 5) BCPの実行訓練の実施
 - ・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。
- 1) 応急対策の実施可否の確認
 - ・発災後、鳴門商工会議所、大麻町商工会と鳴門市の職員は安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を鳴門商工会議所、大麻町商工会と鳴門市で共有する。）
 - ・新型インフルエンザ等の国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
 - ・当市でとりまとめた「鳴門市事業継続計画（BCP）」や「鳴門市新型インフルエンザ等対策行動計画」等を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- 2) 応急対策の方針決定
 - ・鳴門商工会議所、大麻町商工会と鳴門市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

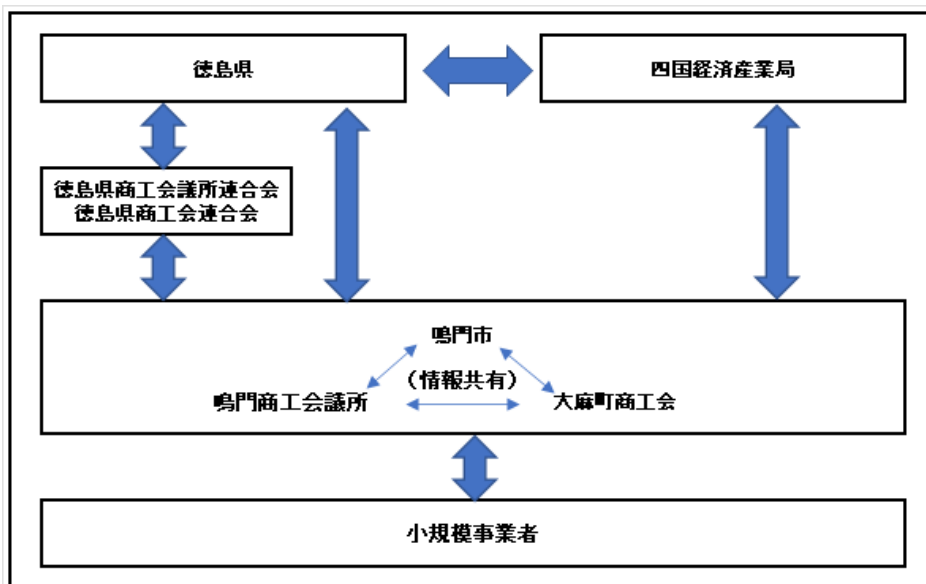
- ・本計画により、鳴門商工会議所、大麻町商工会と鳴門市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
 - ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
 - ・鳴門商工会議所、大麻町商工会と鳴門市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
 - ・鳴門商工会議所、大麻町商工会と鳴門市が共有した情報を、徳島県の指定する方法にて鳴門商工会議所、大麻町商工会又は鳴門市より徳島県へ報告する。

※指揮命令・連絡体制図



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、鳴門市、鳴門公共職業安定所、日本政策金融公庫と相談する。(国、徳島県からの依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、鳴門市、鳴門公共職業安定所、日本政策金融公庫、徳島県商工会議所連合会、大麻町商工会と連携して相談窓口を設置する。被災により一時的な離職や廃業も考えられるため、鳴門公共職業安定所との連携により速やかな雇用保険基本手当の受給申請を進める。また、事業再開により従業員を確保したい事業者には求人票作成支援をし、公共職業安定所間の連携により広範囲からの求人募集を支援する。
また、日本政策金融公庫との連携により、事業者の事業再開のための特別融資の斡旋や、既存の借入金の条件変更等を迅速に対応し資金繰りを支援する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

下記の要領で地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。

段階	時期	被害調査の内容	確認方法
1	発災直後 ～2日程度	役職員安否確認、人的被害確認	役職員を対象に携帯電話、メール等で確認。
		大まかな被害確認 (職員参集可否及び居住地から勤務地 経路被害状況確認)	
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認 (非住居被害、商工関係被害)	管内小規模事業者を対象に 巡回訪問による聞き取り。
		間接被害の大まかな確認 (再開可否、商品原材料調達状況等)	
3	発災4日後 ～14日程度	経営課題の把握 (事業再開、資金繰り、保険請求手続 き等)	管内小規模事業者を対象に 巡回訪問による聞き取り。 相談窓口設置後は窓口相 談。
		間接被害の確認 (売上減、経費増、風評被害等)	

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市町村の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・よろず支援拠点との連携によりグループ補助金等の国、県、市施策、補助金等の申請支援を行う。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国、徳島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を徳島県等に相談する。

(3) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

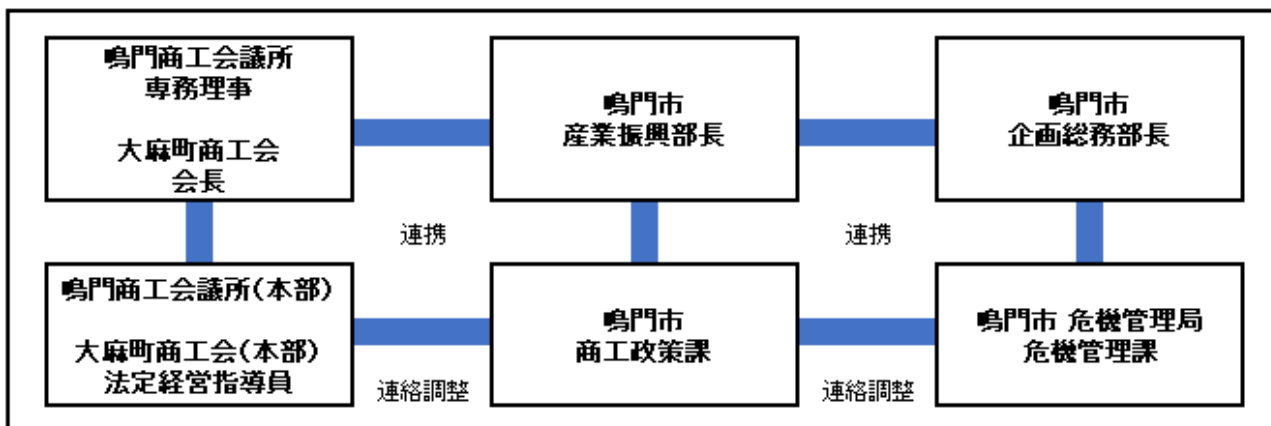
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年1月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

浜 貴文 住所：徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 165-10
連絡先：088-685-3748

島本 康治 住所：徳島県鳴門市大麻町大谷字西台 3
連絡先：088-689-0204

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）
- ・他の職員への指導、助言等スキル向上支援

- (3) 商工会議所／商工会、関係市町村連絡先

①商工会議所／商工会

鳴門商工会議所

〒772-0003 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 165-10

TEL 088-685-3748

FAX 088-686-8080

E-mail info@narutocci.or.jp

大麻町商工会

〒779-0302 徳島県鳴門市大麻町大谷字西台 3

TEL 088-689-0204

FAX 088-689-0213

E-mail tsci1900@tsci.or.jp

②関係市町村

鳴門市 産業振興部 商工政策課

〒772-0003 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170

TEL 088-684-1158

FAX 088-684-1339

E-mail shokoseisaku@city.naruto.i-tokushima.jp

鳴門市 危機管理局 危機管理課

〒772-0003 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170

TEL 088-684-1711

FAX 088-684-1336

E-mail kikikanri@city.naruto.i-tokushima.jp

(4) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

鳴門商工会議所	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンプ、チラシ作成費	100	100	100	100	100

(単位 千円)

大麻町商工会	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンプ、チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

